

事業承継を契機としたチャレンジに 新制度「事業承継補助金」が公募スタート **公募中**

事業承継を契機として、経営革新や事業転換などの新たな取り組みを行う中小企業に対して、その取り組みに要する一部の経費を助成する事業です。

対象者

中小企業者等（個人事業主、会社、特定非営利活動法人）であって、平成27年4月1日から、補助事業期間完了日（最長平成29年12月31日）までの間に事業承継を行った者または行う予定の者。

また、平成29年4月1日から補助事業期間完了日までに新たな取り組みを開始することが必要です。

なお、代表者の承継は親族に限らない。

※その他、新代表者（後継者）の諸条件あり。

対象事業

以下に例示する経営革新等を伴うものであること。

- ・新商品の開発又は生産
- ・新役務の開発又は提供
- ・新たな商品の生産又は新たな販売方式の導入
- ・役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動
- ※販路拡大や新市場開拓、生産性向上等、事業の活性化につながる取り組みであれば、例示に限らない。

対象経費

I. 人件費

II. 事業費

官公庁への申請関係経費、店舗等借入費、設備費、原材料費、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、会場借料、外注費、在庫処分費、解体費及び処分費、原状回復費

III. 委託費

補助率・補助金額

類型	補助率	補助金額
事業所廃止・既存事業の廃止・集約を伴わない場合	2/3	100万円以上 ～200万円以内
事業所廃止・既存事業の廃止・集約を伴う場合	2/3	100万円以上 ～500万円以内

公募期間

平成29年5月8日(月)～**平成29年6月2日(金)**
(当日消印有効)

※商工会が発行する確認書の提出が必要になりますので、余裕をもって申請ください。まずは商工会にお問合せを。

【担当：経営支援課】

夢追う創業者をサポートします 「創業補助金」が公募スタート **公募中**

新たな需要や雇用の創出等を促すべく新たに創業する者に対して、創業等に関する経費の一部を助成する事業です。

対象者

新たに創業する者（中小企業者）であること

※平成29年5月8日以降に創業する者

※事業実施完了日までに、計画した補助事業の遂行のために新たに従業員を1名以上雇用すること

※多可町及び商工会が実施する認定特定創業支援事業（創業塾）を受けた者及び補助事業期間中に受ける者

対象事業

- ・新たなビジネスモデルによって需要や雇用を創出する事業
- ・金融機関からの外部資金による調達が十分見込める事業
- ・日本国内において興す事業 など

対象経費

事業承継補助金と同様

(在庫処分費、解体費及び処分費、原状回復費を除く)

補助率・補助金額

類型	補助率	補助金額
外部調達資金がある場合	1/2	50万円以上 ～200万円以内
外部調達資金がない場合	1/2	50万円以上 ～100万円以内

公募期間

事業承継補助金と同様。お早目にお問合せください。

【担当：経営支援課】



小規模事業者向け支援ポータルサイト「ミラサポ」では、補助金の公募開始情報など、1日1テーマ厳選した経営に役立つ情報をお届けするシンプルなメールマガジン（登録無料）を発行しています。ご登録は、スマホからも見られる「ミラサポ」ホームページから。

各種お問合せ

〒679-1113 多可郡多可町中區中村町 125-1
TEL：0795-32-2161 FAX：0795-32-1699
E-mail：shokokai@taka-cho.jp

【事務局長】原田

【経営支援課】後藤・金高・本庄・横畑・近藤

【業務推進課】足立・遠藤・岸本・宮内・石塚